様式第6号(第6条関係)

景観計画区域内における行為の事前協議書

　　年　　月　　日

　羽曳野市長　　　　　様

提出者　住　所

氏　名

　　　(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

電話番号

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

　羽曳野市景観条例第15条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について協議するため、羽曳野市景観条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 羽曳野市 |
| 代理者の住所及び氏名 | 住所氏名　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 設計者の住所及び氏名 | 住所氏名　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 施工者の住所及び氏名 | 住所氏名　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 区域の区分 | 景観計画区域(景観ゾーン) | □ 歴史的景観ゾーン□ 自然的景観ゾーン□ 市街地景観ゾーン |
| 景観形成促進区域 | 　　　　　　　　　　　　　　　区域 |
| 景観形成重点区域 | 　　　　　　　　　　　　　　　区域 |
| 行為の期間 | 着手予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 完了予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 行為の種類 | □ 建築物 | □ 新築　□ 増築　　□ 改築　□ 移転□ 修繕　□ 模様替　□ 色彩の変更 |
| □ 工作物 | □ 新設　□ 増築　　□ 改築　□ 移転□ 修繕　□ 模様替　□ 色彩の変更 |
| □ 開発行為 |
| □ 土地の形質の変更 | □ 開墾　　　　□ 土石の採取□ 鉱物の掘採　□ その他(　　　　　) |
| □ 木竹の植栽又は伐採 | □ 植栽　　□ 伐採 |
| □ 物件の堆積 | □ 土石　　□ 廃棄物　　□ 再生資源□ その他(　　　　　　　　　　　　) |

備考　1　該当する項目の□にレ印を付けてください。

2　建築物又は工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に、括弧書で移転前の場所を記入してください。

　　　3　裏面の行為の概要書にも記入してください。

　　　4　協議書には、羽曳野市景観条例施行規則別表第1に規定する添付書類を添えて提出してください。

行為の概要書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物 |  | 計画に関わる部分 | 計画以外の部分 | 合　計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 構造・階数 | 造　　　　階 |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 外観の変更面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ |  |
| 仕上材料 | 屋根 |  | 外壁 |  |
| 色彩(マンセル値) | 屋根 |  | 外壁 |  |
| 各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積) | ㎡(　　　　　　　　㎡) |
| 屋上に設置する建築設備 |  |
| 工作物 |  | 計画に関わる部分 | 計画以外の部分 | 合　　計 |
| 構造 |  |  |  |
| 築造面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 外観の変更面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 施工延長 | ｍ | ｍ | ｍ |
| 高さ | ｍ | ｍ |  |
| 仕上材料 |  |
| 色彩(マンセル値) |  |
| 各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積) | ㎡(　　　　　　　　㎡) |
| 屋上に設置する建築設備 |  |
| 開発行為 | 開発面積 | ㎡ | 法面又は擁壁の高さ及び長さ | 高さ　　　ｍ長さ　　　ｍ |
| 土地の形質の変更 | 施工面積 | ㎡ | 法面又は擁壁の高さ及び長さ | 高さ　　　ｍ長さ　　　ｍ |
| 木竹の植栽又は伐採 | 施工面積 | ㎡ | 樹種 |  |
| 樹高 | ｍ | 数量 | 　　　　　本 |
| 物件の堆積 | 施工面積 | ㎡ | 遮へい物の高さ及び長さ | 高さ　　　ｍ長さ　　　ｍ |
| 遮へい物の種類 |  | 堆積高さ | 　　　　　ｍ |

記入要領　1　外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、建築物にあっては建築面積欄に、工作物にあっては高さ及び築造面積欄に記入してください。

　　　　　2　敷地面積、建築面積、延べ面積及び最高の高さについては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出した数値を記入してください。

　　　　　3　構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。

　　　　　4　仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。

　　　　　5　アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。